

悲田院診療所からのリハビリテーション（訪問リハビリ）における、ご利用者自己負担額の概算表

《介護》 要介護 1～5 のご利用者

	1回：20分	2回：40分	3回：60分
訪問リハビリ	307 単位	$307 \times 2 = 614$ 単位	$307 \times 3 = 921$ 単位
訪問リハサービス提供体制加算 I	6 単位	$6 \times 2 = 12$ 単位	$6 \times 3 = 18$ 単位
訪問リハ計画診療未実施減算 ※	-50 単位	$-50 \times 2 = -100$ 単位	$-50 \times 3 = -150$ 単位
ご利用者自己負担額（1割）概算	323 円	647 円	970 円

《予防》 要支援 1～2 のご利用者

	1回：20分	2回：40分	3回：60分
予防訪問リハビリ	307 単位	$307 \times 2 = 614$ 単位	$307 \times 3 = 921$ 単位
予防訪問リハサービス提供加算 I	6 単位	$6 \times 2 = 12$ 単位	$6 \times 3 = 18$ 単位
予防訪問リハ 12 月超減算	-5 単位	$-5 \times 2 = -10$ 単位	$-5 \times 3 = -15$ 単位
予防訪問リハ計画診療未実施減算 ※	-50 単位	$-50 \times 2 = -100$ 単位	$-50 \times 3 = -150$ 単位
ご利用者自己負担額（1割）概算	323 円	647 円	970 円

◎事業所所在地である羽曳野市の地域加算単位数単価は 10.33 円です。

◎短期集中リハビリテーション加算は、利用者に対して集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。
退院（退所）日から起算 3 月以内の期間に 1 週間につき概ね 2 日以上、最大週 12 回まで『訪問リハ短期集中リハ加算 200 単位/日』が算定されます。

◎訪問リハ移行支援加算とは、利用者の指定通所介護事業所への移行等を一定数 支援した場合、評価対象期間の末日が属する年度の次の年度内に限り、1 日につき 17 単位/日を加算します。

◎予防訪問リハ 12 月超減算とは、利用を開始した日の属する月から起算して、12 月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合、1 回当たり 5 単位の減算となります。

◎予防訪問リハビリ事業所評価加算は、評価対象期間において利用者の要支援状態の維持・改善の割合数が一定以上となった場合に、当該評価対象期間の翌年度における当該事業所のサービス提供について、1 月につき 120 単位/月 を加算します。

◎悲田院診療所にて診療を受けられない方は、『（予防）訪問リハ計画診療未実施減算 -50 単位/回 ※』が算定されます。

◎介護保険負担割合証に従って、自己負担額が 2 割または 3 割になる場合がございます。

悲田院訪問看護ステーションからのリハビリテーション（訪問看護 I 5）における、ご利用者自己負担額の概算表

《介護》 要介護 1～5 のご利用者

	1回：20分	2回：40分	3回：60分
訪問看護 I 5	293 単位	$293 \times 2 = 586$ 単位	
訪問看護 I 5・2 超			$293 \times 0.9 \times 3 = 791$ 単位
訪問看護サービス提供体制加算 II	3 単位	$3 \times 2 = 6$ 単位	$3 \times 3 = 9$ 単位
ご利用者自己負担額（1割）	308 円	617 円	833 円

《予防》 要支援 1～2 のご利用者

	1回：20分	2回：40分	3回：60分
予防訪問看護 I 5	283 単位	$283 \times 2 = 566$ 単位	
予防訪問看護 I 5・2 超			$283 \times 0.5 \times 3 = 424$ 単位
予防訪問看護 I 5 12 月超減算	278 単位	$278 \times 2 = 556$ 単位	
予防訪問看護 I 5・2 超 12 月超減算			$278 \times 0.5 \times 3 = 417$ 単位
訪問看護サービス提供体制加算 II	3 単位	$3 \times 2 = 6$ 単位	$3 \times 3 = 9$ 単位
ご利用者自己負担額（1割）	298 円	596 円	451 円
12 月超ご利用者自己負担額（1割）	293 円	586 円	444 円

◎悲田院訪問看護ステーションの看護師を利用されている必要があります。（看護師の訪問に関する詳細は、訪問看護の料金表を参照ください）

◎事業所所在地である羽曳野市の地域加算単位数単価は 10.42 円です。

◎初回訪問時のみ初回加算（300 単位）が算定されます。

◎予防訪問看護 I 5・12 月超減算とは、利用を開始した日の属する月から起算して、12 月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合、1 回当たり 5 単位の減算となります。

◎介護保険負担割合証に従って、自己負担額が 2 割または 3 割になる場合がございます。